

欧州 知的財産 セミナー

2019
EUROPEAN
IP SEMINAR

欧州及びドイツの 知的財産制度入門

2019.11.11 [MON]

14:00-16:45 (受付13:30)

◇14:05-15:15 第1部

◇15:25-16:25 第2部

◇16:25-16:45 名刺交換会

参加
無料

会場

ウイングあいち

1302会議室 (愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38)

定員50名 (事前申込制・先着順)

技術先進国である日本において、新たなマーケット確保のため、グローバルな営業展開をはかる企業は増加傾向にあり、海外市場の重要性は益々高まっています。特に日本と欧州連合との間では、2019年2月より新たな経済連携協定(EPA)が発効し、世界の国内総生産(GDP)のおよそ3分の1を擁する貿易圏が誕生しています。海外展開は多くの企業にとってビジネスチャンスであると同時に、情報不足などから生じる様々な問題に直面する蓋然性が高いのも現実です。

その中でも特に知的財産に関しては、適切な対策を講じていない場合には、技術流出や権利侵害などの被害を受けやすく、そのことによって生じた費用によって、限られた経営資源が大きく圧迫されてしまう事態にもなりかねません。こうした不測の事態に備える為にも、市場ターゲット国における知的財産制度を含め、情報を正確に収集し、知財リスクを事前に把握するなど、出来る限りの事前準備が求められます。

今回のセミナーでは、欧州事業展開を検討中、もしくは既に欧州に進出し、欧州連合各国内へとさらなる事業展開拡大を図られている企業の皆様に、欧州・ドイツ特許に関して知っておくべき手続・制度・費用等を分かりやすく解説します。また基本的な特許制度概要の他、出願前の先行技術文献調査の方法や、より広く強い特許を取得する為の実務アドバイス、考え得る知財リスクやその対処方法など、欧州・ドイツでの知的財産権利化に際して特に注意しておくべき点をご説明します。

プログラム・講師

主催者あいさつ

14:00-14:05

第1部 [逐次通訳あり]

14:05-15:15

「欧州・ドイツ特許出願の 実務アドバイス」

- (1) 出願前にやるべきことは？ : 先行技術文献調査
●データバンク DPMA-Register, DEPATISnet, Espacenet, EPA-Register, WIPO Patentscopeなどの紹介 ●先行技術文献調査の意味、重要性 ●調査結果の分析
- (2) 出願以前の公表に関する救済規定に関して：欧州特許庁、及びドイツ特許商標庁の場合
- (3) 欧州特許出願、及びドイツ特許出願制度
●特許出願制度概要 ●特許庁指定期限の延長に関する規定 ●権利の喪失認定と権利の回復に関する規定 ●欧州特許・ドイツ特許出願の早期審査・審理制度概要



専門技術分野は、無機化学、有機化学、物理化学、工業化学、高分子化学、生化学、環境化学、分析化学。2009年より日本、及び、ドイツの特許事務所にて知的財産業務に従事する。ドイツ・欧州弁理士として、出願・権利化手続、異議申立、審判手続、特許侵害訴訟、調査書・鑑定書作成など様々な業務において世界各国の企業代理人をつとめる。ミュンヘン工科大学での博士課程では、東京大学大学院工学研究科応用化学研究室へ留学。この日本での長期滞在経験を活かし、2017年より国際特許法律事務所イザールパテント(ドイツ・ミュンヘン)日本部門の一員として年1・2度訪日出張し、日本のクライアントの相談窓口としても活躍する。又、国際学会、企業、行政機関や国立大学などにおけるセミナー講演者としての経験も豊富。現在も日本語を勉強中。

講師

特許法律事務所isarpotent / 欧州・ドイツ弁理士

トビアス・ロストイシャー氏

Dr. Tobias Rossteuscher

第2部 [逐次通訳あり]

15:25-16:25

「知的財産権の活用戦略：競争力を 高める為の武器としての特許」

知的財産権には、「排他的独占性」という特徴があります。これは、知的財産の権利者だけがその知的財産を利用することができ、権利者は、自らの許諾を得ないでその知的財産を利用する第三者を排除することができるという権利です。その為、多くの場合において、特許権の「剣」としての活用のみが注目されがちです。それでは、自社の知的財産を守る為の「盾」は、どのようにして手に入れることができるのでしょうか。第2部では、知的財産権を「剣」と「盾」の両方の武器とする活用戦略を解説し、強い特許を取得する為には、特許権の取得を最終目的にするのではなく、その活用にも目を向ける必要がある点をお伝え致します。



専門技術分野は、ロボット工学、高エネルギー工学、プラズマ物理学、溶接技術、医療技術、コンピュータ利用発明、人工知能(AI)。2011年より知的財産業務に従事し、ドイツ・欧州弁理士として、ドイツ、欧州、及び国際特許の出願・権利化手続、異議申立、審判手続、特許侵害訴訟、調査書・鑑定書作成など様々な業務において世界各国の企業代理人をつとめる。2018年より国際特許法律事務所イザールパテント(ドイツ・ミュンヘン)のパートナーに就任。ミュンヘン工科大学での博士課程では、国立研究開発法人理化学研究所、並びに東京大学へ留学するなど、日本での滞在経験もあり、日本の言語、伝統文化や歴史にとっても関心が高い。

講師

特許法律事務所isarpotent、パートナー / 欧州・ドイツ弁理士

ニノ・ブラトビッチ氏

Dr. Nino Maria Bratovic

名刺交換会

16:25-16:45

主催 / 中部経済産業局

欧州知的財産セミナー

欧州及びドイツの知的財産制度入門

参加無料

定員50名
(事前申込制・先着順)

会場のご案内

ウインクあいち 1302会議室

愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38

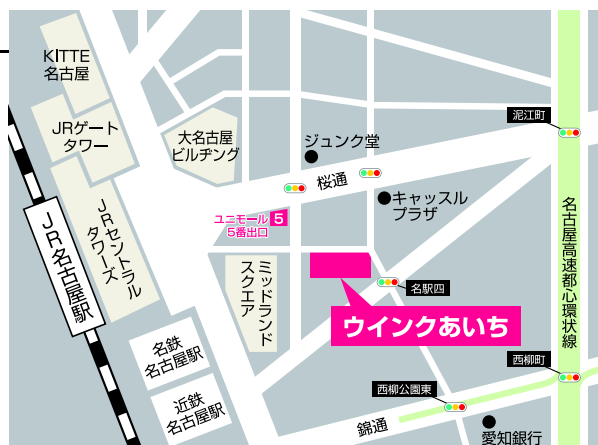
●会場アクセス

(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より

○JR名古屋駅桜通口から
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

○ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、
マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分



「欧州知的財産セミナー」参加申込書

参加ご希望の方は、事前登録が必要となります。
下記申込書に必要事項をご記入いただき、E-mailまたはFAXにてお申込ください。
E-mailでお申しいただく場合は、必ず会場名を明記してください。
先着順にて受付、定員になり次第、締め切らせていただきます。
お申しいただいた方へは、E-mailまたはFAXにて
参加証を発行いたしますので、当日ご持参ください。

FAX 058-263-7688

E-mail chizai@sunad.co.jp

申込締切 > 2019年11月8日(金)

■ 代表者名 〈フリガナ〉 様	■ 同伴者名 様 様 様	
■ 会社名・団体名 ※個人での参加も受け付けております。	■ 部署	■ 役職
■ ご住所 (〒 - -)		
■ 電話番号 - -	■ FAX番号 - -	
■ E-mail		

※ご記入頂きました個人情報は、本イベント以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先／欧州知的財産セミナー 事務局 TEL.058-266-5556 (※サン・アド内 平日9:00~17:00)